事務所通信29・7号外

太陽光売電中のお客様へ。

固定価格買取制度の新しい法律が本年４月１日から施工されました。この法律によって買取価格や方法が変わってくる可能性があるようです。既に発電開始済みの案件は、現⾏価格が維持されるそうですが、何かしらの手続きが必要のようです。

手続きの内容は、発電設備の販売業者または工事業者さんに聞いて、忘れないように手続きしないと、買取価格が下がっちゃうかも・・。

詳しくは

　www.meti.go.jp 　「平成29年4月1日から固定価格買取制度が変わります」

でご確認ください。

当事務所のお客様の中に、資源エネルギー庁からのハガキも、メールも、工事業者からの連絡もなくて知らなかったという方がおりましたので、念のために情報提供します。

志水会計